

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【上田ケーブルビジョン】

(作 : 堀田光彦氏 東御市文化係 地域おこし協力隊)

6 月
№201

- ・ 副所長より「デジタル庁発足の影響について」…………… P 1
- ・ 月次支援金の申請が始まります…………… P 3
- ・ 成年年齢引き下げの影響は?…………… P 5
- ・ 政府の中小M & A 推進計画の取りまとめについて…………… P 7
- ・ 令和3年5・6月の雇用調整助成金の特例措置等について…………… P 8
- ・ 定時決定 今年の改正点・注意点について…………… P 10
- ・ 相続登記が義務化へ ~不動産登記を確認しましょう~…………… P 12
- ・ 私の履歴書 ~その8~…………… P 14
- ・ 事務所カレンダー・編集後記・国税庁等からのお知らせ…………… P 16



．デジタル庁発足の影響について

副所長 新 貝 育 生

新型コロナウイルスの影響により創設された様々な給付金・助成金の申請では、紙ではなくウェブサイト経由のオンラインのみ、というものが多々ありました。ワクチン接種の予約についても同様で、専用サイトからという自治体が多くあります。

外出や移動の自粛を要請される中、郵送や移動、紙を伴わないインターネットを通じた申請により給付作業は迅速化されましたが、インターネットを使えない人への対応も結局は必要となり、日本全体のデジタル化の遅れも浮き彫りになりました。このような背景もあり、**菅総理の目玉政策の一つであるデジタル庁がこの9月に正式に発足**します。政府の方針でも「Society 5.0」や「デジタル・ガバメント」といった言葉が並び、医療におけるオンライン診療や、教育におけるデジタル教育などを推進するとのことです。そのための旗振り役が期待されます。



1．デジタル庁の目的

目的は主に2つで、一つは各省庁や各自治体のシステムを統一・標準化することにより、国だけでなく地方自治体も含めた役所間でのデータのやり取りをスムーズにし、**行政手続き全般の迅速化、効率化を目指す**ことです。それぞれあるシステム部門や独自システムをできるだけ一元化し連携を進め、我々利用者の利便性の向上を目指すとのことです。

もう一つは**マイナンバーカードの普及促進**で、例えば給付金申請時の本人確認のための住民票や印鑑証明書・戸籍謄本などの紙媒体の書類が、マイナンバーカードに格納された電子証明書による電子署名により、オンライン申請が可能になります。他にも健康保険証としての利用は延期となったものの10月に予定され、近い将来では運転免許証への利用が議論されています。しかし普及率は5千円分のインセンティブをつけて取得を促したにもかかわらず、まだ30%程度で、国民全体での利用ができていないとは到底言えないレベルで、普及策の模索が続くものと思います。

デジタル庁について調べている中で一つショックというかびっくりだったのは、デジタル庁推進の旗振り役である議員のインタビュー記事の中で「ついこの間までZIPファイルをメールの添付で送ることがあった。これは現在のセキュリティの感覚では合わない」という部分があり、記事の補足では「パスワード付きZIPファイルのメール送信など、時代遅れのセキュリティも横行していた」との解説がありました。どちらかという安全だと思って利用していたのですが、デジタル庁的には問題のあることだったのですね…。なるほど、無料のオンラインストレージなどが普通に使われているなか、メールで送ること自体がリスクですか…。

2．税務におけるデジタル化の変遷



(1) 会 計

事務所ニュース2月号の当事務所代表の「私の履歴書～その6～」にもありましたが、紙とそろばんを使って作業をしていた頃とは隔世の感があります。会計ソフトの利用は当たり前になりつつありますが、その入力もレジデータやインターネットバンキングからの自動取り込みや、領収書をスキャナやスマホで読み取って自動で仕訳を起こすなど、精度はまだまだ

だでその後の修正も必要ですが、省力化できるツールが日々進歩しています。

(2) 申告

平成 16 年より e - T a x による申告が開始され、当初の限定された使用からかなり改善されて現在に至っています。その過程で平成 28 年には、所得税や法人税の確定申告書本体の提出だけでなく、付属資料を P D F のイメージデータで提出できるようになったり、P D F で添付できるファイルのサイズの容量が大幅に増えたりと、利便性が向上しています。

さらに平成 31 年 1 月からは**スマホによる申告も可能**になっています（まだ利用できる申告は限定的ですが）。その結果、当事務所では、郵便で送ったり窓口に出したり、という作業は格段に減少しました。



(3) 納税

インターネットバンキングによる納税やダイレクト納税だけでなく、キャッシュレス決済も現在クレジットが可能になっていますが、いずれ o o p a y 等にも対応するものと思います。地方税においても e - T a x に連携した地方税共通納税システムが令和元年 10 月からスタートし、**法人税等の申告納税では、ほぼ電子納税が可能**となっています。

(4) 帳簿等の保存

電子帳簿保存法の改正により、帳簿関係の電子化(ペーパーレス化)が大幅に使いやすくなります。会計システムで作成した総勘定元帳などの帳簿は、事前承認の上、加除修正履歴が確認できるシステムでなければ電子的な保存が認められていませんでしたが、**令和 4 年 1 月以降は「最低限の要件を満たす電子帳簿」についても可能**になります。

またスキャナ保存(紙で受領・作成した書類の画像データでの保存)についてもタイムスタンプ要件は無くならないものの、それ以外は大幅に緩和されています。



3. 税務への影響

このような方向性を反映してか、令和 3 年度税制改正においても「D X (デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制」という措置法が新設されました。所定の要件を満たしてソフトウェアや器具備品等の設備投資を行うと、30 %の特別償却もしくは3 %か5 %の税額控除ができるというものです。例によって事前申請の認定に加え、デジタル(D)要件、企業変革(X)要件を満たす必要があるためハードルは高めですが、**こんな時だからこそその変革を検討している企業にとっては、後押しとなる税制**です。

逆にデジタル化への義務化も進められています。資本金 1 億円超の大企業ではこの 3 月より申告はすべて電子でのみ(紙での申告は、申告していないものとみなす)となりました。法定調書と合計表の提出にあたっては、以前は従業員 1,000 人以上の会社に適用されていた電子での提出の義務化(光ディスクによることも可)が、令和 3 年 1 月の提出では 100 人以上の会社になりました。

これらの動きは国税側での効率化のためのものですが、今後さらに多くの中小企業が対象になっていくことが予想され、それは対応するソフトウェアの購入などの設備投資や工数に跳ね返る可能性があります。

4 . 今後について

国税関係の人員も少子化の影響で年々減っており、より効率的な組織を目指しています。令和元年6月に国税庁がリリースした「『税務行政の将来像』に関する最近の取組状況」によれば、「国税庁及び国税局にデータ活用を担当する職員を置き、これまでの申告内容や調査実績、法定・法定外資料等の情報のほか、民間情報機関等から入手する情報などを、統計分析ツール等を用いて、加工・分析を行い有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。調査選定等の事務を効率化・高度化する」ということが盛り込まれています。

それはA I等の利用により、これまで把握されにくかったものが把握されやすくなるということです。また普及を進めているマイナンバーと、銀行や証券会社からの提出情報、不動産などの各登記情報が紐づけされた個人の様々な資産の情報は、申告した相続税の精査時に有効に活用されるでしょう。

一方、税務調査の対象・手法も変わっていくものと思います。これまでのように定期的に多くの法人(主に黒字法人)へ実施するのではなく、A I等で抽出された悪質と疑われる事案に、データ等を活用しながら重点的に取り組んでいくことが盛り込まれています。また厳正な現地での税務調査になる前に、なるべく「お尋ね」などで照会をしながら行政指導をし、自主的な修正申告を促すことにより効率化を目指すようです。そうなれば、時間も労力も費やす現地での税務調査は減っていくかもしれません。

.....

余談ですが、申告にあたり作成・提出すべき資料は年々増加しています。事業概況説明書の義務化や適用額明細書、税理士法第33条の2の第1項に規定する添付書面などはもちろん、各種付表も増え、消費税の還付申告の際にはその原因となる証憑書類(おもに設備投資の見積書など)の提出も当たり前のようになっていきます。逆にそれらで納得できれば調査など手間のかかる作業へは移行しない、ということなのかもしれません。

その結果として当事務所では、システム化や提出の電子化で削減された工数を、帳消しにするくらいに作業量が増加しています。会計事務所を通して申告されている方にはあまりピンとこないかもしれませんが、そのような面もあることを知っていただけますと幸いです。

.....



・ 月次支援金の申請が始まります

中小法人・個人事業主のための「月次支援金」の申請が6月16日からいよいよ始まります。5月末日で終了となった「一時支援金」の申請をされた方々につきましては、今回の申請手続きの一部が簡略化されるようです。該当の可能性がある事業主の方々はいま一度ご確認いただき、申請漏れの無いように注意しましょう。

1 . 給付対象

次の 及び の条件を満たせば、業種・地域問わずに給付対象となる可能性があります。

緊急事態措置又は、まん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響」を受けていること

緊急事態措置又は、まん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて、月間売上が 2019 年または 2020 年の同じ月と比べて 50%以上減少していること

2. 給付額

区分	一月あたりの上限金額
中小法人等	20万円
個人事業主	10万円

2019 年又は 2020 年の基準月の売上 - 2021 年の対象月の売上

3. 申請期間

申請月	申請期間
4 月分	2021 年 6 月 16 日 ~ 8 月 15 日
5 月分	2021 年 6 月 16 日 ~ 8 月 15 日
6 月分	2021 年 7 月 1 日 ~ 8 月 31 日

原則、対象月の翌月から 2 ヶ月間が申請期間となるようです。

現時点では 4~6 月分での申請月と経済産業省の HP に記載されていますが、今後のコロナウイルスの影響により延びる可能性もあります。

4. 申請の流れ

一時支援金の 受 給	申請方法・必要書類等	登録確認機関 の事前確認
受けている	一時支援金申請時に取得したマイページから、必要情報の入力と 2021 年対象月の売上台帳を添付。(月次支援金の初回申請時のみ宣誓・同意書が必須。2 回目以降は不要)	不要
受けていない (今回が初回の 申請の場合)	申請サイトにて申請用の ID を取得する 法人又は個人として本人確認書類 収受印の押された 2019・2020 年度の確定申告書の控え 2019 年 1 月から 2021 年対象月までの各月の帳簿書類 2019 年 1 月以降の事業の取引を記録している通帳 代表者又は個人事業主が自署した宣誓・同意書が必要	必要

上記の様に、初回申請の方は申請に必要な資料がたくさんあります。

当事務所は一時支援金及び月次支援金の登録確認機関に登録されておりますので、申請の際にご連絡いただければ、申請のサポートをさせていただきます。

5. 月次支援金申請にあたって

月次支援金の内容をインフォメーションするにあたり、最新の情報にて掲載しておりますが、常に情報の更新がなされており、この記事が皆様のお手元に到着する頃には情報が更新されているかと思います。下記に経済産業省の月次支援金のホームページのURLを記載いたしますので、最新の情報はご自身でご確認をお願いします。

参考：経済産業省HP https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

(担当：監査部3課)



. 成年年齢引き下げの影響は？

いよいよ来年4月1日より、民法の成年年齢が18歳に引き下げられます。税務を中心にその影響を確認してみたいと思います。



1. 概要

令和4年(2022年)4月1日から、民法による成年年齢が「20歳」から「18歳」へ引き下げられます。2022年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の方はその日に成年に達することになります。

民法の成年年齢には、**一人で有効な契約をすることができる年齢**という意味と、**父母の親権に服さなくなる年齢**という意味があります。成年年齢の引下げによって、18・19歳の方は親の同意を得ずに、様々な契約をできるようになります。

ただし、お酒やたばこ・公営競技(競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走)に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。

2. 税務上の取り扱い

税金の計算上、税法で現状「20歳」あるいは「未成年」と規定されている取り扱いが、この民法の成年年齢引き下げによりどうなるのか、簡単にまとめてみました。

(1) 相続税・贈与税

未成年者控除
相続人が未成年者であるときは、税金の負担を軽減するために一定の金額を「未成年者控除」として相続税の額から控除してもらえます。この「未成年者」の年齢が「20歳未満」から「18歳未満」へと改正されます。
また、未成年者控除の額は、現行では「満20歳になるまで」の残年数について、1年につき10万円で計算します。これが「満18歳になるまで」へ改正されます。

相続時精算課税適用者の要件
生前に贈与を受けた財産を、相続時に相続財産として相続税の計算を行い、過去に申告納付した贈与税を精算する制度（相続時精算課税）があります。この制度の適用を受けることができる者の年齢が、贈与の年の1月1日において「20歳以上」から「18歳以上」へと改正されます。
事業承継税制に係る受贈者の要件
事業承継税制の適用に係る受贈者の年齢要件が、「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。
その他
次の特例制度の適用に係る受贈者の年齢要件が、「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。 ・直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税率の特例 ・直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

（注）いずれも施行日以後に取得する財産等において適用開始となります。

（２）個人住民税

前年の合計所得金額が135万円以下の未成年者は、個人住民税が非課税となる措置が設けられています。

この非課税となる「未成年者」が、自動的に18歳未満へと引き下げられます。

3. その他

税法以外の主な影響は、次のようなものが考えられます。

- ・NISA制度やジュニアNISA制度の年齢要件が「18歳」に引き下げられる
- ・クレジットカードを作ることやローン契約が可能になる
- ・18歳から子の契約等についての親の未成年者取消権が使えなくなる
- ・10年有効パスポートの取得が可能になる
- ・公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くことができる
（資格試験への合格等が必要）

改正までにまだ時間がありますが、改正後に有利になるもの、不利になるものを事前に確認しておきましょう。

（担当：監査部2課）





．政府の中小M & A推進計画の取りまとめについて

令和3年4月28日の日本経済新聞に小さな記事が掲載されました。経済産業省が中小企業のM & Aを手掛ける仲介事業者について、令和3年度中に登録制度を始めるというものでした。M & A事業者の中には、顧客に対して不利益になる契約を勧める悪質な事例もあり、「優良な事業者を中小企業が選びやすくして、円滑な事業承継を後押しするためである」と報じられました。

この登録制度は、同日、経済産業省の有識者会議で取りまとめられた「中小企業の経営資源集約化に関する検討会取りまとめ～中小M & A推進計画～」に盛り込まれたものです。

政府の今後の中小企業政策に大きな影響を及ぼすことは明らかな内容であり、今回はその概要を紹介してみたいと思います。

1．中小M & A推進計画の趣旨

経営者の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響等に対応し、中小企業の経営資源の散逸を回避するとともに、事業再構築を含めて生産性の向上等を実現すべく、今後5年間に実施すべき官民の取り組みを取りまとめたものです。

2．中小M & Aの意義

	目 的	内 容
1	経営資源の散逸回避	経営者高齢化・感染症の影響等で増加する廃業で、経営資源が散逸する事態を回避する
2	生産性向上等の実現	規模拡大等による生産性の向上、新たな日常対応のための事業再構築の実現
3	リスクやコストを抑えた創業	他社の経営資源を引継ぐことでリスク・コストを抑えた創業の促進（経営資源引継ぎ型創業）

3．中小M & Aの実施状況と潜在対象者

M & A仲介上場企業の統計から、「中小企業のM & A実施件数は右肩上がり増加し、足元では年間3～4千件程度実施されている」と推計しています。一方で「潜在的な譲渡側は約60万者と試算しており、特に地方圏での環境整備が必要」としています。

4．中小M & Aの課題とその対応

中小M & Aの課題を7項目挙げ、その対応として9項目の取り組みを掲げています。これらの中で補助金の拡充など、令和3年度中に実施される可能性があり、特に話題となりそうな項目をピックアップします。



課 題	対 応
支援を要する中小企業 (譲渡側)の数の膨大さ	創業希望者と後継者不在企業のマッチング機会の拡充 経営資源引継ぎ型創業への補助金創設(事業承継・引継ぎ 補助金における新類型創設)
安心できる取引確保の ための取組み不足	事業承継・引継ぎ補助金における土業等専門家活用費用の 補助(専門家の企業調査費用が補助金対象となる) 事業承継・引継ぎ補助金における表明保証保険の保険料の 補助
中小M & A特有の制度的課題	所在不明株主の株式の買取り等に要する期間の短縮
M & A 支援機関の信頼感の 醸成	M & A 支援機関に係る登録制度の創設 M & A 仲介に係る自主規制団体の設立

以上のように、政府も中小M & Aに力を入れており、費用面でも信用面でも安心して、事業承継・M & Aの相談ができる環境を整えつつあります。

今回の「中小M & A推進計画」に先立って、令和2年3月に経済産業省から「**中小M & Aガイドライン**」が公表されました。これは**中小M & Aの支援機関が守るべき行動指針**を提示しております。将来、登録されるべき支援機関もこのガイドラインに沿って活動しているかが問われることとなります。株式会社英和コンサルティングもガイドライン公表以来、この指針に沿って活動しております。

(担当：英和コンサルティング)



・令和3年5・6月の雇用調整助成金の特例措置等について

現在(5月28日時点)で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置が、一部内容変更され、6月30日まで延長となりました。ただし、このニュースが発刊される頃にはさらに延長になっているかもしれません。

下表における金額は1人1日あたりの上限額、()書きの助成率は解雇等を行わない場合です。

判定基礎期間の初日		～4月末	5月・6月	
中 小 企 業	原則的な措置【全国】	$\frac{4}{5}$ ($\frac{10}{10}$) 15,000 円	$\frac{4}{5}$ ($\frac{9}{10}$) 13,500 円	
	業況特例(後述1を参照)【全国】 地域に係る特例(後述2を参照) 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置		$\frac{4}{5}$ ($\frac{10}{10}$) 15,000 円	

大企業	原則的な措置【全国】	$\frac{2}{3}$ ($\frac{3}{4}$) 15,000 円	$\frac{2}{3}$ ($\frac{3}{4}$) 13,500 円	
	業況特例（後述 1 を参照）【全国】	$\frac{4}{5}$ ($\frac{10}{10}$)	$\frac{4}{5}$ ($\frac{10}{10}$)	
	地域に係る特例（後述 2 を参照） 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置	15,000 円	15,000 円	

は、令和 2 年 1 月 24 日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数平均の 4/5 以上」の要件により、適用する助成率を判断しています。

は、令和 3 年 1 月 8 日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により、適用する助成率を判断しています。

（注）雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

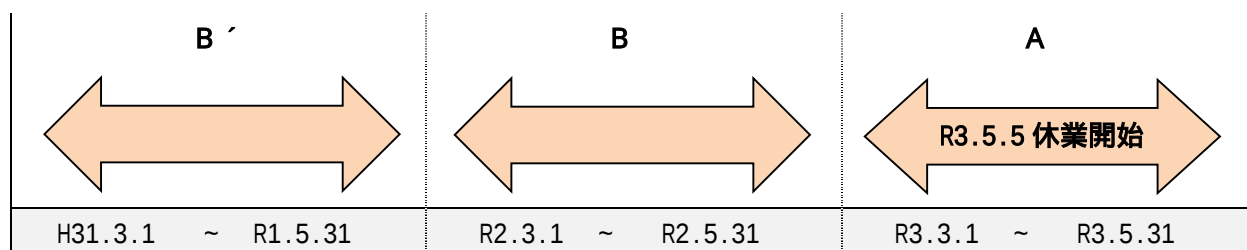
1. 業況特例

対象となる事業主

A と B それぞれの月平均の生産指標（売上高等）を比較し、A が 30% 以上減少している事業主

A：休業の初日が属する月から遡って 3 か月間の生産指標

B：A の 3 か月間の生産指標に対して、前年同期 B または前前年同期 B' の生産指標



例えば、5 月 20 日締めの会社であれば、4 月 21 日～5 月 20 日は今まで通りの申請、5 月 21 日～7 月 20 日の申請は、「業況特例」を利用できます。ただし、緊急雇用安定助成金＝雇用保険の被保険者でない方については、このケースであっても 6 月 30 日までの申請となります。

2. 地域に係る特例

対象となる事業主

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

緊急事態措置を実施すべき期間又は、まん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、

緊急事態措置を実施すべき期間又は、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、

要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
休業、営業時間の変更、収容率・上限人数の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

対象となる休業等

要請等対象施設における以下の期間（注）を含む判定基礎期間の休業等（短時間休業を含む）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	令和3年1月8日～令和3年4月30日
栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府 兵庫県、福岡県	令和3年1月14日～令和3年3月31日

注：各特定都道府県における、緊急事態措置を実施すべき期間及びその末日の翌月末までの期間

【助成率】

解雇を行わなかった場合	$\frac{10}{10}$
解雇等を行った場合	$\frac{4}{5}$

（担当：総務部）



・ 定時決定 今年の改正点・注意点について

定時決定の時期になりました。今年の改正点・注意点について、以下にご紹介します。

1. 今年の改正点



（1）算定基礎届総括表の廃止

事業主による電子申請利用の促進および添付書類の省略を図るため、令和3年4月から算定基礎届総括表が廃止されました。

（2）算定基礎届・月額変更届の押印等を求める記載の削除

手続きの省略化等のため、令和2年12月25日から算定基礎届・月額変更届等の押印が不要になりました。

（3）現物給与の価額の改定

令和3年4月から、現物給与（食事および住宅で支払われる報酬等）の価額が改定されます。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う月額変更届(特例改定)

令和3年4～7月のいずれか1か月に、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業したことで報酬が著しく下がった月(急減月)がある者について、一定の要件に該当する場合は、令和3年9月末日までに、月額変更届(特例改定用)に申立書を添えて提出することにより、通常の随時改定によらず、特例により翌月から改定となります。ただし、令和2年8月～令和3年7月を急減月とした特例改定の届出は1回までです。

また、令和2年8月～令和3年7月の特例改定を受けた者で、次回定時決定の令和3年8月(令和3年6～7月の特例改定は令和4年8月)までに休業が回復した場合には、休業が回復した月に受けた報酬を基にした標準報酬月額が、特例改定された標準報酬月額に比べて2等級以上上昇した場合、令和2年6～7月を急減月とする特例(休業が回復した月の4ヶ月目から改定)とは異なり、休業が回復した月の翌月から休業が回復した月における標準報酬月額に改定されますので、月額変更届(特例改定用)を提出してください。

2. 算定基礎届の作成における注意点

(1) 一時帰休の定時決定

新型コロナウイルス感染症の影響等で一時帰休による休業手当が支給されている場合の取扱いは以下の通りです。

7月1日時点で一時帰休の状態が解消されている場合

7月1日時点で一時帰休の状態が解消されている場合は、休業手当等を受けた月を除いて標準報酬月額を決定します。(4月のみ休業手当支給)

支給月	日数	通貨	現物	合計	総計
4月	31日	144,000円	0円	—	480,000円
5月	30日	240,000円	0円	240,000円	平均額 240,000円
6月	31日	240,000円	0円	240,000円	

7月1日時点で一時帰休の状態が解消されていない場合

7月1日時点で一時帰休の状態が解消されていない場合は、休業手当等を受けた月も含めて標準報酬月額を決定します。(4・5・6月休業手当支給)

支給月	日数	通貨	現物	合計	総計
4月	31日	144,000円	0円	144,000円	430,000円
5月	30日	144,000円	0円	144,000円	平均額 144,000円
6月	31日	144,000円	0円	144,000円	

3. 月額変更届の作成における注意点

固定的賃金の変動と等級差の変動がリンクしない場合

「固定的賃金が増加し3か月平均額が2等級以上下がる場合」および「固定的賃金が減少し3か月平均額が2等級以上上がる場合」は随時改定の対象とはなりません。

固定的賃金	等級差 (2等級以上)	随時改定
増 加 (↑)	上がる (↑)	対 象
減 少 (↓)	下がる (↓)	対 象
増 加 (↑)	下がる (↓)	対象外
減 少 (↓)	上がる (↑)	対象外

参考書籍：日本法令 ビジネスガイド 6月号「算定・月変の実務」
(担当：総務部)



・相続登記が義務化へ ～ 不動産登記を確認しましょう ～

所有者不明の不動産問題解消のため、4月21日の国会にて相続登記義務化の関連法案が可決され成立し、**令和6年の施行**が見込まれています。不動産登記制度の始まりは明治時代ですが、以来、登記事項に変更があった場合でも申請は任意とされてきました。

近年、空き家の増加が深刻な社会問題となっていますが、国の調査によると全国土の20%を超える土地で相続登記が未了となっているそうです。

1. 義務化の内容と注意点

- ☑ 相続の開始及び不動産取得を知った日から、3年以内に登記手続きをしないと10万円以下の過料の対象となる(遺言等の遺贈による取得も、遺言の存在を知ってから3年以内)
- ☑ 遺産分割後の名義変更も、遺産分割の日から3年以内
- ☑ 住所変更の登記も義務化(令和8年施行見込み)

2. 義務化に伴い新しくなること

(1) 「相続人申告登記(仮称)」の創設

登記には相続人全員の戸籍等を集める必要がありましたが、簡素化して、相続人の誰か1人の申出でできるようになります。少なくともこの申し出を行えば、義務を履行したとみなされますが、その後に遺産分割が行われた場合は、再度登記義務が発生します。



(2) 「所有不動産記録証明制度」

自分や被相続人が登記名義人になっている不動産の一覧を、証明書として取得できるようになります。

(3) 希望しない土地等を相続した際に、国の承認を得れば国庫に納付できる制度（ただし安易に放棄できないよう、10年分相当の管理費等の納付義務があります。）

(4) 法務局が住基ネットで把握した死亡情報を、職権で登記をします。ですが、あくまで死亡情報のみであり、相続登記義務の免除にはなりません。



3. 施行までに何をすればよいのか

放置することにより以下のようなリスクが考えられます。

- ・相続した不動産を自分の意志で売却したり、担保に入れたりできなくなる
- ・相続人の中に借金がある人がいた場合、不動産を差し押さえられてしまう
- ・今後さらに相続があれば、自分の代だけでなく、子や孫にも迷惑をかけてしまう
- ・所有の状態のまま放置した土地や家屋が荒廃し、近隣へ影響を及ぼす 等

上記だけでなく様々な影響が考えられます。以下に現在の状況別にできることを挙げます。

まだ相続は開始していない場合
・相続人となる方に、相続登記の必要性を伝え、相続開始の際に速やかに登記を行ってもらえるようにする ・遺言書を作成し、相続人同士のトラブルを防止
すでに相続が開始し、相続登記を放置している場合
・相続が決まっているのであれば登記手続きへ ・遺産分割協議がまとまらない、相続人と連絡が取れない、資産価値の低い不動産だから、登記が面倒、費用が掛かる等々の様々な理由から放置していると思われますが、3年後には義務化が適用されますので早めの対応を。 義務化前に既に発生している相続未登記の不動産についても義務化の対象となります。

いざ義務化が施行された時に焦らないよう、心当たりのある不動産について登記情報を確認し、備えておきましょう。登記は費用が掛かるものですが、余計な過料を支払わずに済むよう、まずは司法書士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

（担当：総務部）





・私の履歴書（その８）～事務所改革その～ 所長 佐藤 英人

1．M & Aと企業内再編への取り組み

まだ昭和の時代でしたが、会長（私の父）が長野県中小企業団体中央会の顧問をしていた関係で、長野の会社から、製造会社の買収とはまた逆の、譲渡の仕事をほぼ同時に依頼されました。これが、本格的なM & Aの最初の経験でした。

その頃は、ミネベアが三協精機にM & Aを仕掛けたことにより、会社乗っ取りとして労働組合等から反対され、結局成立しなかったくらい社会的にはM & Aに拒否反応がありました。事例が少なく大変苦労しましたが、それ以後の当事務所の特色に繋がる貴重な経験でした。また当時は事業譲渡（極めて少額のもの以外）と合併は公正取引委員会の認可が必要でしたので、よく東京の公取まで行きました。

また当時は、会社分割や株式交換・移転制度が無かったので、使えるスキームは「株式売買」と「事業譲渡」か「現物出資」、そして「吸収合併」の４つしかなく、しかし事例が少ない分、税務的な規制が緩やかであったため、「資本取引は課税できない」とする法人税制を利用するといった、今ではできなくなってしまったことができた時代でした。

とくに前回お話しした、日本事業承継コンサルタント協会が編み出した、自社株や転換社債・不動産を額面等で出資する「低額現物出資」は、持株会社の設立で上場を狙う会社や、それなりの規模の会社に流行しました。しかし、平成元年、消費税の導入と同時に、それまで原則非課税であった個人の株式譲渡が課税となり、また株式評価の通達改正で利用できなくなり封じられました。私も銀行や証券会社と組んで駆け込みで数社指導いたしました。



2．消費税導入

売上税が廃案になったことから、形を変え消費税として財務省から昭和30年に法律案等が公表されてもほとんどの方は「どうせまた廃案になるだろう」という社会風潮でした。しかしTKC全国会ではこれは施行されると踏んで、付加価値税の先進国のドイツに学び、今でも使っている課税売上が“1”、課税仕入れが“5”という「課税コード」を使った会計システムを密かに作成していました。

また秋にはTKC全国会として各県一人ずつ専門講師を募り、長野県では私がどなたかの推薦（感謝しています）で選任され、東京で集中的な研修を受けました。たぶん他の税理士は全く勉強していない時に、毎晩法律案や通達案を自宅で勉強して、「無駄にならなければいいが」と思っていました。12月初めに税制改革大綱で翌年4月からのたった4カ月での消費税導入が決定し、大変な騒ぎとなりました。

私は運良くTKCの先輩方が作られた消費税導入のテキスト、課税コードによる会計システム、免税・簡易課税等の複雑な選択判定システム等を長野・松本・飯田と泊まりで1日がかりのTKCの研修や、また顧問先や業種別の講習会を数十回させていただきました。このため私の監査担当先を減らしていただき、講習会等に専念できました。

3．二木会計（岡山県）の見学

複雑化した会計、特に課税か非課税かを伝票入力時に会社が判断して入力しなければならない

なか、記帳代行は無理があると、TKCの飯塚毅会長の長男の飯塚社長は、TKC自計化システム(FX2)を開発しました。またちょうど東芝でノート型の前身であるラップトップが発売され、さらに消費税導入でコンピュータ買取代金の100万円まで一括損金算入制度が、確か2年程度の時限特別措置として始まりました。

TKCの長野の先生方と、FXの導入責任担当の岡山県の二木会計事務所に事務所見学に行きました。職員全員で導入を行っており、時代の新しい方向性を感じるとともに、二木先生から「まずトップから変わらないと」と叱咤されました。

帰りの列車の中でTKCの職員から、当事務所について「職員一人1台で、20台のラップトップコンピュータを買って自計化を進めましょう」と提案を受け考え込みました。1台の原価が60万円なので機械だけで合計12百万円必要なこともさることながら、私を含め、巡間監査担当の男性はオフコンには全く触ったことがなく、当時オフコンは計算課の女性職員の専門だったからです。オフコンも知らない男性がどうやって関与先にラップトップコンピュータを販売し、導入し、かつトラブルを解決していくのか？しかし、今までの記帳代行や、伝票整理・残高合わせに勤務時間の大部分を割いて、結局「仕事がつまらない」、会社に行っても「社長と話す時間が取れない」となってしまう、顧客満足度が低下するか、そうしないためには月に何回も行かなければなりませんでした。

これが、会社の経理で入力いただき、会社訪問時に画面で監査するだけなら大幅に時間が短縮され、かつその場で月次試算表が完成し、それを元に社長と経営について打ち合わせができる。その蓄積が経営への助言としての経験となっていく。「これだ！！」と大きな決断をしました。

4. 父に頭を下げる



当時の事務所としては導入費を含めて2千万円は大金でしたし、そういうことを所長が許してくれるか？と疑問でした。戦略を考え、日曜の夜に父の自宅へ行き、畳に頭をすりつけて「機器とソフトで、2,000万円の借金をして先行投資させてほしい。20人の職員全員で20台のラップトップを一人1台関与先用に立ち上げ習熟し、その上で販売したい。そのために全員で合宿をしてOAコンサル資格を取り、関与先にコンピュータ指導できる体制を作りたい。」と私の人生で初めて父に畳に頭を下げてお願いをしました。少しビックリした父と母はしばらくして「わかった、お前の好きにやれ。」と一言で許してもらえました。

職員にはまず幹部会議で話し、特に高齢の職員には計算課の女性を一人張り付けて、「入力等はしなくてすむ」と説得。また仕事なくなるかもしれない計算課の女性には、「OAの指導や給与計算などの仕事が増えるから」と説得をしました。

また関与先に私も同行し、会社でも今後OA化が始まるが、当事務所が全面的にバックアップすること、月次決算が早まること、また給与計算も同時に自計化でき、費用はパソコンソフトより安価であること。そしてバブルで利益が出ていたので全額損金にできることと、いう説得話法で、平成元年中に購入した20台すべての導入ができ、借金を返せてホッとしました。

母も率先して事務所の会計を自計化し、関与先に事務所に来てもらい「この高齢な母でも会計と給与計算のOA化ができるのですから」と経理を担当している社長の奥様を説得して大いに導入に協力してもらいました。

現在 200社以上にFXは導入させていただいていますが、この自計化指導により事務所は私でも思わなかったほど大きく変貌していくことは次号で...。

～ その9に続く ～



事務所カレンダー



この予定は変更する場合もございます

6月	1日(火)	会議・研修日
	10日(木)	住民税納期特例納付期限(12月～翌年5月分)
7月	1日(木)	会議・研修日
	12日(月)	労働保険料納付期限
		源泉税納期特例納付期限(1月～6月分)
		算定基礎届提出期限
	24日(土)	営業日
8月	31日(土)	営業日
	3日(火)	会議・研修日
	12日(木)	通常営業(AM)・大掃除(PM)
	13日(金)～16日(月) お盆休み	
	21日(土)	営業日

毎日の朝礼	8:45～9:00
会議・研修日	・会議：午前9:30～11:00頃まで ・研修：午後1:00～4:30頃まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、
終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、緊急の場合はお知らせください。



編集後記



今年も6月を迎え、間もなく1年の半が過ぎようとしています。時間の体感速度というのは人によって様々で、あっという間だったと思う方もいれば、まだ半分かと思う方もいるかと思います。

皆様は人生の体感速度について考えられたことはありますか。フランスの哲学者であるポール・ジャネの主張によると、人生を90年とすると体感では20歳前後が中間点となるそうです。最初の20年と後の70年は同じ時間に感じるそうです。

学生時代の同期に「25歳になって寝て起きたら36歳だった」が口癖だった人がいましたが、彼は体感速度の本質に気が付いていたのかもしれませんが。

当時18歳だった私には何を言っているのかわかりませんでした。最近実感することが多くなりました。気が付けば私も当時の彼の年齢に近づいており、年を追うごとに短くなる1年間を大切にしなければと考える今日この頃です。



～ 国税庁等からのお知らせ ～

新たな電子納税証明書の発行及び代理請求・代理受領について

令和3年7月から、電子納税証明書について、従来のXMLファイルに加え、PDFファイルによる発行ができるようになります。

また、納税者から納税証明書の請求及び受領に関する委任を受けた代理人（税理士等）がe-Taxを利用して、来署することなく交付請求、受領までの一連の手続きが可能となります。

新たな電子納税証明書は、提出先から書面での納税証明書の提出を求められる場合であっても税務署窓口へ出向く必要がなく、手数料負担も軽減できるなど、納税者利便の向上にもつながります。

当事務所でも取得可能となりますので、ご依頼下さい。

